

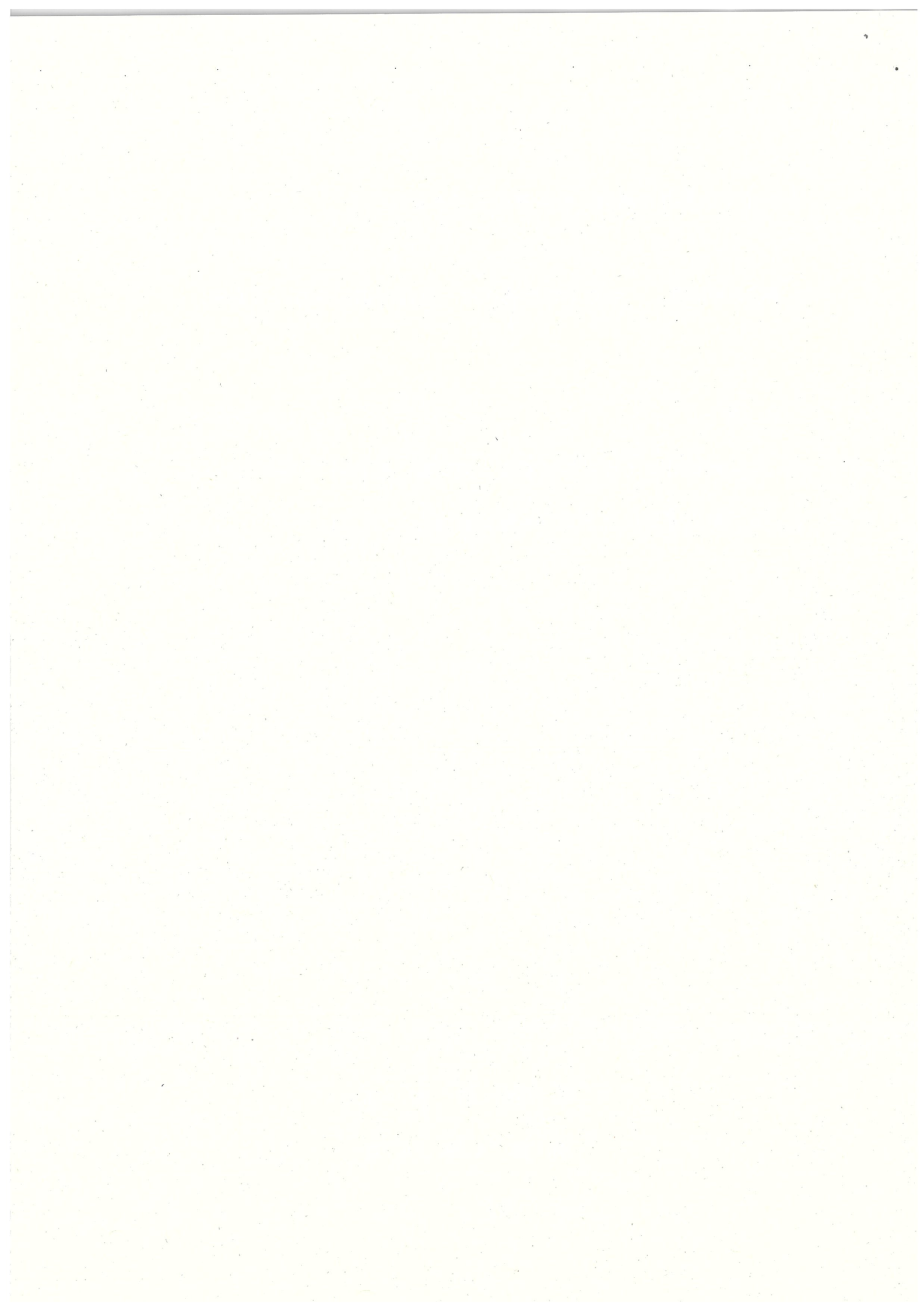
令和4年9月市議会 教育厚生委員会資料

第95号議案 令和4年度長崎市一般会計補正予算（第6号）

目次	ページ
1 新型コロナウイルス感染症対策費（4.1.4） ……	1～2
2 特別会計に対する一般会計繰出金（4.1.11） ……	3

市民健康部

令和4年9月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
28~29	4 衛生費	1 保健衛生費	4 予防費	1-1	新型コロナウイルス 感染症対策費	千円 1,198,708

## 1 概 要

新型コロナウイルス感染症について、当初の想定を大きく上回った第6波よりも更に多くの感染者が発生している第7波が継続している状況であり、PCR検査等の実施や、陽性者に対する適切な医療の提供に係る費用などに不足が生じることが見込まれるため、必要な費用の増額補正を行うもの。

## 2 事業内容

### (1) PCR等検査 304,922千円

発熱等の症状で、保険診療によって検査を受けた方の検査費用の自治体負担分や施設でのクラスター発生等における包括検査の検査費用を負担する。

#### ア 行政検査費用

年間費用見込み 667,778千円

【内訳】 4~6月分 166,944千円(28,253件)

7~3月分 500,834千円(84,759件)

イ 予算現額 362,856千円

ウ 補正額(ア-イ) 304,922千円

### (2) 受診及び検査に係る医療機関との調整業務 14,454千円

ドライブスルー方式で検査を行っている長崎地域外来・検査センターと医療機関との受診及び検査に係る調整を長崎市医師会に委託して行っている。

#### ア 委託費用

年間費用見込み 23,395千円

【内訳】 4~9月分 8,719千円

10~3月分 14,676千円

イ 予算現額 8,941千円

ウ 補正額(ア-イ) 14,454千円

### (3) 入院医療費 732,862千円

新型コロナウイルス感染症の陽性者のうち、入院が必要となった方の入院費の自治体負担分を負担する。

#### ア 入院費用

年間費用見込み 1,057,567千円(3,497人 入院見込)

イ 予算現額 324,705千円

ウ 補正額(ア-イ) 732,862千円

- (4) 自宅療養サポート運營業務委託 14,346千円  
 長崎市医師会等に委託し、自宅療養を行う新型コロナウイルス感染症の陽性者に対し、サポート医による電話診療や協力薬局による薬剤交付などの医療サービスを提供する。

ア 委託費用

- 年間費用見込み 19,212千円 (自宅療養サポート医業務 16,035千円)  
 (薬剤交付等業務 3,177千円)  
 イ 予算現額 4,866千円 (自宅療養サポート医業務 2,590千円)  
 (薬剤交付等業務 2,276千円)  
 ウ 補正額(ア-イ) 14,346千円 (自宅療養サポート医業務 13,445千円)  
 (薬剤交付等業務 901千円)

- (5) 健康観察等の保健所業務の委託 91,970千円

感染者が継続して発生し、保健所業務のひっ迫が続いている中、今後、感染者の収束は見込めず、現時点でも他部局から事務応援を受けている状況であることから、保健所業務の一部を外部委託することで、業務効率化と負担軽減を図る。

ア 業務概要 感染者情報のシステム入力、療養者の健康観察業務

イ 事業期間 令和4年8月～令和5年3月

ウ 事業費 91,970千円

- (6) その他 40,154千円

- ア 会計年度任用職員(事務補助)に係る経費 27,629千円  
 イ 自宅療養者への食料等支援物資に係る経費 4,491千円  
 ウ 通信運搬費、郵送料 8,034千円

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他	一般財源 ※3
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,198,708	765,924	32,390	—	—	400,394

※1 感染症予防事業費等国庫負担金

- PCR等検査費など 1/2 170,293千円  
 健康観察等保健所業務委託費 1/2 45,985千円  
 入院医療費 3/4 549,646千円

※2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 10/10 32,390千円

※3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(補助裏)算定対象

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
28~29	4 衛生費	1 保健衛生費	11 診療所費	1-1	国民健康保険事業特別 会計繰出金（直営診療 施設勘定）	千円 3,009

## 1 概 要

高島国民健康保険診療所の常勤医師が、怪我により令和4年5月16日から令和4年7月31日まで診療所業務に従事できないことから、応援医師の派遣に係る経費として、一般会計からの繰出金を増額補正するもの。

### (1) 特別会計歳出:施設管理運営費

区分	予算現額 A	補正額 B	補正後額 A+B
施設管理運営費	76,749 千円	3,009 千円	79,758 千円

### (2) 特別会計に対する一般会計繰出金

区分	予算現額 A	補正額 B	補正後額 A+B
繰出金	61,149 千円	3,009 千円	64,158 千円